

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】令和3年1月14日(2021.1.14)

【公表番号】特表2018-522875(P2018-522875A)

【公表日】平成30年8月16日(2018.8.16)

【年通号数】公開・登録公報2018-031

【出願番号】特願2017-568131(P2017-568131)

【国際特許分類】

A 6 1 K	31/235	(2006.01)
A 6 1 Q	19/00	(2006.01)
A 6 1 P	17/00	(2006.01)
A 6 1 P	17/06	(2006.01)
A 6 1 P	17/02	(2006.01)
A 6 1 P	17/10	(2006.01)
A 6 1 P	17/04	(2006.01)
A 6 1 P	29/00	(2006.01)
A 6 1 P	37/08	(2006.01)
A 6 1 P	43/00	(2006.01)
A 6 1 P	25/02	(2006.01)
A 6 1 P	19/02	(2006.01)
A 6 1 P	19/06	(2006.01)
A 6 1 K	31/192	(2006.01)
A 6 1 K	9/06	(2006.01)
A 6 1 P	3/10	(2006.01)
A 6 1 K	8/368	(2006.01)
A 6 1 Q	19/08	(2006.01)
A 6 1 K	8/37	(2006.01)

【F I】

A 6 1 K	31/235	
A 6 1 Q	19/00	
A 6 1 P	17/00	
A 6 1 P	17/06	
A 6 1 P	17/02	
A 6 1 P	17/10	
A 6 1 P	17/04	
A 6 1 P	29/00	
A 6 1 P	37/08	
A 6 1 P	43/00	1 0 5
A 6 1 P	25/02	1 0 1
A 6 1 P	19/02	
A 6 1 P	19/06	
A 6 1 K	31/192	
A 6 1 K	9/06	
A 6 1 P	3/10	
A 6 1 K	8/368	
A 6 1 Q	19/08	
A 6 1 K	8/37	

【誤訳訂正書】

【提出日】令和2年11月26日(2020.11.26)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0073

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0073】

【表4】

表4

軟膏					
製剤	0x (好ましい 範囲)	01	02	03	04
成分 (機能)	% (w/w)	% (w/w)	% (w/w)	% (w/w)	% (w/w)
微粒化ジアセレイン (有効成分)	0 から 10	-	1.00	-	1.00
ジアセレイン (有効成分)	0 から 10	1.00	-	1.00	-
白色ワセリン (軟膏基剤)	15 から 99	74.00	82.00	82.00	84.5
鉱油 (軟膏基剤改良剤)	0 から 60	25.00	16.00	16.00	12.00
セチルアルコール (界面活性剤)	0 から 10	-	0.50	0.50	2.00
エチルパラベン (防腐剤)	0 から 2.5	-	0.50	0.50	0.50
合計	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
ジアセレイン粒子径 (Dv90)	0.5 から 35 $\mu\text{m}$	不入手	混合前： 2.66 $\mu\text{m}$ 混合後： 4.2 $\mu\text{m}$	混合前： 14.15 $\mu\text{m}$ 混合後： 20 $\mu\text{m}$	不入手

【誤訳訂正2】

【訂正対象書類名】特許請求の範囲

【訂正対象項目名】全文

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

ジアセレイン、レイン、モノアセチルレインおよびそれらの塩またはエステルまたはブロドラッグから成る群より選択される化合物の治療有効量、ならびに1つ以上の医薬として許容される賦形剤を含有する局所医薬組成物であって、前記組成物が、軟膏の形態であり、前記化合物の少なくとも約90体積%が、約0.5から約35  $\mu\text{m}$ の粒子径を有し、前記組成物が、組成物全体の重量に基づいて、約0.1重量%から約10重量%の前記化合物、約15重量%から約99重量%の白色ワセリン、約0重量%から約60重量%の鉱油、および約0%から約10%重量%のセチルアルコールを含む、前記局所医薬組成物。

**【請求項 2】**

前記化合物の少なくとも約90体積%が、約10から約30μmの粒子径を有する、請求項1に記載の組成物。

**【請求項 3】**

前記化合物の少なくとも約90体積%が、約12から約25μmの粒子径を有する、請求項1に記載の組成物。

**【請求項 4】**

アトピー性皮膚炎、乾癬、囊胞性乾癬、酒さ、ケロイド、過形成性瘢痕、ざ瘡、ネザートン症候群、または結節性痒疹を含む他の搔痒性皮膚病から選択される炎症性および/または過剰増殖性および搔痒性皮膚疾患、高齢者の不特定のかゆみ、ならびに老化皮膚および表皮水疱症を含む表皮バリア機能障害を伴う疾患の処置における使用のための、請求項1に記載の組成物であって、当該処置が、処置を必要とする被験体に、請求項1に記載の組成物の有効量を投与することを含む、前記組成物。

**【請求項 5】**

表皮水疱症の処置における使用のための、請求項1に記載の組成物。

**【請求項 6】**

前記化合物が、前記組成物全体の約0.1重量%から5.0重量%の量で存在する、請求項1に記載の組成物。

**【請求項 7】**

前記化合物が、前記組成物全体の約0.5重量%から約2.0重量%の量で存在する、請求項1に記載の組成物。

**【請求項 8】**

1日1回組成物または1日2回組成物である、請求項1に記載の組成物。

**【請求項 9】**

組成物全体の重量に基づいて、約1重量%の前記化合物、約8.2重量%から約8.4.5重量%の白色ワセリン、約1.2重量%から約1.6重量%の鉛油、および約0.5%から約2.0%重量%のセチルアルコールを含む、請求項1に記載の組成物。

**【請求項 10】**

炎症性および/または過剰増殖性および搔痒性の皮膚疾患、ならびに表皮バリア機能障害を伴う疾患の処置のための医薬の製造における、請求項1に記載の組成物の使用であって、当該処置において、処置を必要とする被験体に、当該組成物の有効量が投与される、前記使用。

**【請求項 11】**

前記表皮バリア機能障害を伴う疾患が、老化皮膚および表皮水疱症を含む、請求項10に記載の使用。